

同族会社の役員報酬の給与所得控除相当額の法人税課税に反対します

平成17年12月15日に決定されました「2006年度税制大綱」にて、突然「一定の同族会社の主宰する役員の給与所得控除額相当額の損金不算入」が盛り込まれました。この改正では、法人の支給する役員給与について見直しを行うとして、「同族会社の役員に支給する給与のうち、給与所得控除額に相当する金額に対して法人税を課税する」という規定を盛り込んでいます。同族会社とは、3人以下の株主（出資者）とその関係者が資本金の50%を超える株式（出資金）を所有している会社のことを指し、わが国の法人の90%以上が同族会社に該当します。

この改正大綱によると、同族会社のうち、業務を主宰する役員とその関係者だけで90%以上の株式を所有し、かつ、常勤役員のうち過半数の役員を占めている場合、その業務を主宰する役員に支給される給与の金額のうち、給与所得控除額に相当する金額を会社の経費として認めないとしており、私たちの試算したところでは、法人所得額200万円、主宰する役員の報酬800万円のケースでは、現行の法人税及び地方税合計69万7千円に対し適用後の法人税及び地方税合計132万3千円となり62万6千円の負担増1.9倍の負担となります。また、赤字法人においても法人所得額マイナス100万円、主宰する役員の報酬1200万円では適用後の法人税及び地方税合計約47万円の負担となります。

さらに、税務当局は課税対象となる企業が2%（5万社）程度しかないという情報を流していますが、2月17日発表の東京税理士会のアンケート集計結果（824名の税理士が回答）によると、30%の顧問先が課税対象となり日本全体では62万社で増税になると推計しています。また当会の緊急調査でも50%（回答104社）となり、税務当局の予測値の2.5倍もの企業に影響が及び大規模増税となり、この点でも法改正の適正性が問われています。

私たちは、この「税制改正」は日本の税体系からも道理がなく、広範な中小企業に対して不当な税差別に繋がるものでありこと、さらに以下の理由から反対します。

- （1）多くの法人に関係した重大な税制改正にもかかわらず、事前に情報提供がなく意見交換の機会を奪うものであり、手続きの公正さを著しく欠いていること。
- （2）同族会社の役員給与と同族以外の会社の役員給与はその経費性について違いはなく、同族会社だけに差別を設ける合理的な理由がないこと。
- （3）役員給与の給与所得控除相当額が、法人の所得に上乘せになるが、それを是とする論証がなされていないこと。
- （4）役員給与は源泉徴収されて社外に支出されたものであるのに、さらに法人税を負担する能力・合理性がないこと。
- （5）新会社法の施行で1人株式会社等の設立を容易にし、事業を法人組織にして発展させようとする方向に反し、起業家の意欲を減退させる結果を生むこと。従って、結果として経済の活性化にも逆行すること。